

平成 26 年 3 月 10 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 2 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

平成 26 年 2 月 28 日時点の破産財団の預金残高は、46 億 3862 万 6697 円である。

2 収支の状況

前回報告（平成 25 年 9 月 1 日）以降、平成 26 年 2 月 28 日までの主な収支は、以下のとおりである。

(1) 収入

・営業貸付金（不動産担保ローン）の回収

金 10 億 1535 万 7704 円（内、5 億 3535 万 7704 円は、I O M A グループとの和解によって破産財団に帰属することが確認された債権からの回収金）

(2) 支出

・中間配当

金 1797 万 9471 円

3 資産換価の状況

(1) 不動産担保ローン

不動産担保ローンについては、I O M A グループとの和解によって破産財団への帰属が確定した分を含め、ほぼ回収を終えている。換価未了分のなかには、担保不動産の価値が乏しいものや、設定者が所在不明のため、担保権の実行が容易でないものが含まれており、今後の回収見込額は僅少にとどまる。

(2) その他の資産

破産者が保有する㈱ブイネットジャパン（非上場）の株式 200 株を、株式価値について公認会計士の査定を得たうえで、同社に 10 万円で売却した。

4 負債（破産債権・財団債権）の状況

(1) 特別調査期日

本破産手続では、平成 22 年 7 月 5 日開催の第 3 回債権者集会において一般調査期日を終了した。その後、同年 11 月 15 日開催の第 4 回債権者集会において特別調査期日が指定され債権調査を実施したが、その後も計 125 件の破産債権届出があった。

破産裁判所は、平成 25 年 11 月 27 日、特別調査期日を指定する決定をし、本日、

届出のあった全 125 件のうち 15 件の債権調査を行うこととなった。

(2) 確定破産債権

平成 26 年 2 月 28 日時点における確定破産債権の総額は、3612 億 515 万 2251 円である。

なお、前回報告時に係属していた破産債権確定手続は全て終了した。

(3) 財団債権

弁済未了の財団債権として、再生手続開始後に発生した顧客の過入金・誤入金がある。このうち顧客の所在が不明である等の理由により送金できなかった分についてはすべて供託を完了した。他方、SFCG が再生手続開始後に弁済を受けた譲渡債権にかかる誤入金については、譲渡先の ABS 等と協議の上、顧客へ返金をする準備を進めているところである。

第 2 担保権の解除・抹消

SFCG は、債務者らが保有する財産に担保権の設定を受けていたが、被担保債権が消滅等しているにもかかわらず、担保権解除や登記・登録の抹消がされず、又は、証券類が返還されていない例が複数ある。これらについては、次のとおり対応している。

1 根抵当権等の仮登記・本登記

破産者が保有するデータと登記簿謄本との照合により、これまでに確認された根抵当権仮登記の数は、アセットファイナンス名義のものも含めて約 2 万 8000 件ある。

現在もなお、月 100 件程度の抹消依頼があり、破産管財人補助者において、順次、抹消登記に必要な書類を作成し、交付している。もともと、登記の存在を認識していない設定者も多数おり、破産手続終結時に相当数の登記が残存することが予想される。

これらの登記を全て抹消するには、多大な費用と労力を要することから、今後の対応方法について検討を進めているところである。

2 債権譲渡登記

債務者の売掛金等に譲渡担保権を設定する目的でなされた債権譲渡登記のうち、完済等により被担保債権が消滅しているものについては、当該顧客に通知を発送し、必要書類の送付を受けたうえで、破産管財人補助者において抹消登記手続を行った。通知発送対象数は 29 件、このうち必要書類を受領し抹消登記手続を取ることができたものは 5 件である。

3 有価証券（手形・小切手、株券）

担保として預託されていた手形・小切手（合計 127,453 通）については、データに基づく整理や現物を確認し、その有効性や被担保債権の状態を調査した。その結果、被担保債権が消滅し、返還に支障がない分については、預託者から連絡を受けて随時返還している。

株券については、権利が失権していることを確認し、廃棄をしていく予定である。

4 ゴルフ会員権

担保として預託されていたゴルフ会員証書等（合計 91 件）は、完済等により被担保債権が消滅していたため、設定者に連絡を行い、連絡が取れた案件について会員証書等の返還を行った。

5 自動車抵当権

債務者または保証人の所有自動車に設定され、現在も残っている抵当権が約 80 件確認された。対象となる車両は全国に存在することから、行政書士に委託して各地の陸運

局でその登録抹消手続を行うことになる。抹消のために債務者の同意を要することから、現在、破産管財人補助者においてこの同意を得るための作業を行っている。

6 保険金質権

債務者の生命保険または損害保険の保険金請求権に対して設定された質権については、破産者のデータ上で確認する限り、保険会社（協同組合を含む）52社に合計2000件以上あると見込まれている。現在、各保険会社に対してその存否を確認中であり、設定を確認できたものから抹消手続を行っている。

第3 中間配当の状況

1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当が進捗している。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第1回	32,485名	2%	7,226,954,305円	27,275名	7,160,172,576円
第2回	32,420名	3%	10,831,298,186円	25,389名	10,680,488,718円
第3回	32,365名	2%	7,205,657,935円	22,739名	7,062,087,415円

※ 平成26年2月末日時点での数値

※ 債権放棄等の理由により第2回、第3回と配当対象者が減少している。

※ 平成25年5月29日以降に振込送金依頼書を受領し、あるいは必要書類の不備が是正された債権者は、第3回中間配当分とあわせて送金を行っている。

2 配当未了の状況

上記のとおり、過去3回の中間配当によって、配当率7%、合計249億274万8709円の配当を実施してきたが、中間配当の回を重ねるにつれて、所在不明等の理由から配当できない債権者が増加している。追跡調査等を行って可能な限り配当業務を進めているがなお相当数を供託せざるを得ない見込みである。

過払債権の振込依頼書受領状況	件数	金額
第1回～第3回振込依頼書未受領	5,208名	232,498,884円
第2回及び第3回振込依頼書未受領	1,819名	84,374,409円
第3回のみ振込依頼書未受領	2,599名	42,851,154円
合計	9,626名	359,724,447円

第4 今後の進行について

本破産手続では、担保権の解除・抹消手続など、関係者に不利益が及ぶことを回避するために破産手続終結前に処理をしておくべき事項が多く存在する。

今後は、残された資産の換価を速やかに終えるとともに、終結に向けて必要な事務処理を粛々と進めて行く。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸英雄

財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	37,277,086,315	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,886,349	
営業貸付金	242,049,842,107	13,837,932,609	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	72,286,394	
法務保証金	382,188,000	555,674,464	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,000,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	37,454,742,060	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCG
 破産管財人 瀬戸英雄

破産貸借対照表

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額＝ 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	361,203,148,851
2	買取手形	139,886,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	13,837,932,609	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	72,286,394			
5	法務保証金	555,674,464			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,000,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		37,454,742,060	負債合計		361,205,152,251 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 26 年 3 月 10 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 2 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 収支の状況

前回報告（平成 25 年 9 月 9 日）以降、預金利息 7,809 円が増加している。

第 2 資産

1 海外資産の調査

海外資産については、引き続き、諸外国の専門家の協力を得ながら調査を進めているが、調査の主要な点の現状は以下のとおりである。

現在、海外において進行している主要な手続は、①ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続、②ケイマン諸島における信託受益権の登録名義変更手続、③マン島における破産手続開始決定の承認手続の 3 手続である。

2 海外投資信託に関する手続

①、②の手続は、TrustCorp 社（本店所在地はジャージ島。現在は清算手続中）が管理していた海外投資信託（ダイヤモンド及びアッティラ・トラスト。以下「本件投資信託」という）に関連する手続である。

（1）ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続の停止

破産者は本件投資信託の受益者であったが、TrustCorp 社の説明によれば本件投資信託の信託財産は平成 21 年 12 月期中に大幅に毀損したとのことであった。破産管財人としては、当該信託財産が大幅に毀損した原因を解明し、また、破産財団

に属するその他の資産がジャージ島に存在するか否かを調査するために、平成 24 年 10 月、ジャージ島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を求める申立てを行った。これに対し、破産者の親族らが利害関係人として、この申立てに対して全面的に争う姿勢をみせ、異議を述べた。なお、破産者は、破産者の親族らの立場に立った宣誓書を証拠として提出している。

これと並行して、破産者の親族らが経営するシグマ株式会社（旧商号：Q and Company 株式会社）は、TrustCorp 社清算人に対し、シグマ社は本件投資信託の受益権に譲渡担保権を設定しているとし、自らを受益権者とする登録名義の変更等を求めてケイマン諸島の裁判所に訴訟を提起した（以下「ケイマン・シグマ訴訟手続」という。）。

ケイマン・シグマ訴訟の帰趨は、上記ジャージ島の承認手続の進行に影響を与えることから、破産管財人、破産者、破産者の親族ら及び TrustCorp 社清算人は、まず本件投資信託の受益権がシグマ社に帰属するか否かを確定するため、ケイマン・シグマ訴訟手続の結論が出るまでの間、一旦、ジャージ島における上記承認手続を停止させることに合意した。ケイマン・シグマ訴訟手続の結論が出るまで、本手続は停止する予定である。

（２）ケイマン・シグマ訴訟手続の進行

ケイマン・シグマ訴訟は、シグマ社が原告となって TrustCorp 社清算人を被告として提起した訴訟であるが、破産管財人はシグマ社の主張する譲渡担保権の設定の経緯やその有効性について事実関係の解明を求める必要があると判断し、当該訴訟に利害関係人として参加している。

現在、本案訴訟の審理方法につき、破産管財人とシグマ社との間で主張が対立している。シグマ社は、ケイマン・シグマ訴訟を原則として証人尋問や証拠開示手続を行わない簡易な手続(Originating Summons)によって進行させるべく申立てを行っている。これに対し、破産管財人は、事実関係の解明を図るために、証人尋問や文書開示手続を利用できる手続(Writ)に準じた手続で本案審理を進めるよう申立てるべく準備を進めている。

なお、ケイマン・シグマ訴訟手続は本件投資信託の受益権がシグマ社に帰属するか否かを決定する手続であり、仮にこれに勝訴したとしてもこれがそのまま破産財団の増殖につながるわけではなく、そのうえで破産管財人としては、ジャージ島に所在する TrustCorp 社の清算人に対して、本件投資信託に基づく償還金の請求をする必要がある。

3 マン島における破産手続開始決定の承認手続

マン島は I OMA グループの本店所在地であり、同地における破産財団に帰属すべき資産の存否を調査すべく、マン島の裁判所において、本件破産手続開始決定の

承認を申し立て、同決定を得た。現在、同決定に基づき、マン島において調査手続きを進めている。

第3 負債

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債および支出の部」記載のとおりである。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出手続・債権調査手続きともに行われていない。

第4 民事再生手続開始申立ての取下げおよび免責許可申立てについて

破産者は、平成 25 年 1 月 25 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立ておよび免責許可申立ての取下げを行ったが、同年 9 月 20 日、民事再生手続開始申立てを取り下げるとともに、再度の免責許可申立てを行った。

以上

平成21年(フ)第8200号、8588号
破産者 大島 健 伸
破産管財人 瀬 戸 英 雄

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在
収支計算部分 開始決定日～平成26年3月10日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,153,144	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	88,045	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル102円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company(株))からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilla Unit Trust	—	0	100%(前回までの計算書記載の割合は誤り)。但し、(株)シグマ(Q&Company(株)を吸収合併した破産者の親族が経営する会社)が譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
	Diamond Trust	—	0	88%。但し、(株)シグマが譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ゾディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名義預託金5,000,000円
	ゴールデンスパニユーオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	その他	227,405	475,135	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	71,295	71,295	
	資産合計	66,667,514	109,107,514	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	86,654,684	129,094,684	

負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	129,700,100	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) 担保物件公売による充当額相当分の求償権が別途存する。
2	破産債権	額未定	
	管財事務費用	10,766,460	海外資産調査費用10,510,675円 記録謄写費用45,260円、桜ヶ丘カントリークラブ証券再発行手数料210,525円
	破産申立費用返還	20,069,040	振込手数料込み
	合計	30,835,500	

差引残高 金98,259,184円